２　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　所在場所　北海道虻田郡倶知安町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　以上のもののほか、間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道石狩市（国有林を除く。）（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　飛砂の防備

(三)　変更後の指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　以上のもののほか、間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県西磐井郡平泉町平泉字南郷六〇の一の二（次の図に示す部分に限る。）、七一の一、七一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び平泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
Honda Mindong Generator Co., Ltd.	No. 7, Houyu Road Fuxing Economic Development Zone, Fuzhou City, Fujian Province, People's Republic of China	船外機（連続最大出力が15キロワット以下のものに限る。）	平成27年11月19日から平成32年11月18日まで

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合関西地方本部から、年末一時金等の要求に関して、平成27年12月11日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（京都府、大阪府、兵庫県及び徳島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年12月４日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

京都府　本四海峡バス株式会社

大阪府　日本郵便輸送株式会社近畿支社堺営業所、有限会社岡崎公栄社及び本四海峡バス株式会社

兵庫県　株式会社神戸フェリーセンター、宝塚都市環境サービス株式会社及び本四海峡バス株式会社

徳島県　本四海峡バス株式会社

最低賃金の改正決定に関する公示

和歌山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年和歌山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年12月４日

和歌山労働局長　中原　正裕

第４号中「１時間765円」を「１時間780円」に改める。

公　告

諸　事　項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第９３９３号

東京都中野区弥生町５丁目23―７―318号

申立人　西村　昌

本籍金沢市此花町444番地、最後の住所金沢市御供田町ロ63番地15、死亡の場所金沢市、死亡年月日平成27年４月19日、出生の場所金沢市、出生年月日昭和６年４月17日、職業無職

被相続人　亡　西村　政一

事務所　金沢市尾張町１丁目２番32号キャッスルハイム尾張町601

相続財産管理人　弁護士　林　桜子

金沢家庭裁判所

平成２７年（家）第２７０９号

名古屋市中村区椿町７番９号

申立人　愛知県信用保証協会

本籍名古屋市東区大幸４丁目1416番地、最後の住所名古屋市東区大幸４丁目14番20号、死亡の場所名古屋市千種区、死亡年月日平成26年11月30日、出生の場所名古屋市港区、出生年月日昭和22年５月28日、職業不詳

被相続人　亡　山田　裕一

名古屋市中区錦３丁目１番30号　錦マルエムビル３階Ｄ号室　奏法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉野　令子

名古屋家庭裁判所

平成２７年（家）第２８９８号

名古屋市中村区椿町７番９号

申立人　愛知県信用保証協会

本籍愛知県あま市七宝町遠島萱苅島1860番地２、最後の住所愛知県あま市七宝町遠島萱苅島1860番地２、死亡の場所愛知県あま市、死亡年月日平成25年10月20日、出生の場所名古屋市熱田区、出生年月日昭和19年10月23日、職業自営業

被相続人　亡　浅野　勝弥

事務所名古屋市中区丸の内３丁目８番10号ＩＳＨ丸の内ビル５階Ｂ号室　ひなた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小堀　良治

名古屋家庭裁判所

平成２７年（家）第４２３２号

東京都港区西新橋１丁目３番１号

申立人　日立キャピタル債権回収株式会社

本籍京都府京都市伏見区石田大受町42番地１、最後の住所大阪府堺市南区原山台５丁10番１―702号、死亡の場所大阪府堺市堺区、死亡年月日平成27年１月８日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和36年９月21日、職業不詳

被相続人　亡　上山　克之

事務所　大阪府堺市堺区新町５番32号新町ビル601号

相続財産管理人　松本　善徳

大阪家庭裁判所堺支部